

参照条文

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）（抄）

第九条（略）

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学 文部科学大臣

二・三（略）

2・3（略）

（第十五条に關しては、次期国会提出予定の学校教育法等の一部を改正する法律による改正後の条文案）

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、

授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 3 4 (略)

第六十四条 公立若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する大学は、文部科学大臣の所轄とする。

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（処分等の制限）

第十八条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するためこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。

2 3 5 (略)

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員に関する規定

六 評議員会及び評議員に関する規定

七 資産及び会計に関する規定

八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

九 解散に関する規定

十 寄附行為の変更にに関する規定

十一 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可）

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

（設立の時期）

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

二 寄附行為に定めた解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 (略)

五 破産

六 (略)

2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

3 (略)

4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のために、学校法人に對して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第三項ただし書の

処置をとるものとする。

6 第二項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部科学大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

（合併手続）

第五十二条（略）

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散命令）

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

2 8（略）

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの

二 市民ラジオの無線局（二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものをいう。）

三 空中線電力が〇・〇ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有す

ることにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの

(欠格事由)

第五条 左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三・四 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- 一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 第二十七条の十五第一項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4・5 (略)

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（抄）

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。
- 二 一 二の二 (略)
- 二 二の三 「受託内外放送」とは、他人の委託により、その放送番組を国内及び外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。

- 二の三、三の二（略）
 - 三の三 「一般放送事業者」とは、協会及び放送大学学園（以下「学園」という。）以外の放送事業者をいう。
 - 三の四（略）
 - 三の五 「委託放送事業者」とは、委託放送業務（電波法の規定により受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させる業務をいう。以下同じ。）に関し、第五十二条の十三第一項の認定を受けた者をいう。
 - 三の六、六（略）
 - （委員の任命）
 - 第十六条（略）
 - 2・3（略）
 - 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一（略）
 - 二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三・四（略）
 - 五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）
 - 六 放送事業者（受託放送事業者を除く。）、電気通信役務利用放送事業者若しくは新聞社、通信社その他ユース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者
 - 七 前二号に掲げる事業者の団体の役員
 - 5（略）
- （放送番組の編集等に関する通則等の適用）

第五十条の二 第三条の二第二項、第三条の三、第三条の四、第六条の二、第五十二条の十三第一項第五号（イから八までに係る部分に限る。）、第五十二条の十五第二項、第五十二条の十八、第五十二条の二十及び第五十二条の二十八の規定は、学園には、適用しない。

2・3 （略）

第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者（委託国内放送業務を行う場合における協会を除く。）は、次の各号のいずれにも適合していることについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 受託放送役務の提供を受けることが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
- 三 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致すること。

四 その認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

五 当該業務を行おうとする者が次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イから八までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ この法律又は電気通信役務利用放送法 に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ヘ 第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第七十五条 の規定により放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第七十六条第二項第三号 の規定により放送局の免許の取消し（この法律又はこの法律に基づく

命令若しくは処分は違反して受けた同条第一項の規定による放送局の運用の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に係るものに限る。)を受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 法人又は団体であつて、その役員がホからチまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 委託して行わせる放送の種類

三 希望する委託の相手方

四 委託の相手方の人工衛星の放送局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置

五 委託して行わせる放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 委託放送事項

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
(承継)

第五十二条の十八 委託放送事業者について相続があつたときは、その相続人は、委託放送事業者の地位を承継する。この場合においては、相続人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 委託放送事業者たる法人が合併又は分割(委託放送業務を行う事業を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができる。

3 第五十二条の十三第一項の規定は、前項の認可に準用する。

産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)(抄)

(私立学校に関する補助)

第十九条 私立学校に関する国の補助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により国が私立学校の設置者に対し補助をする場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定の適用があるものとする。

理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）（抄）

(国の補助)

第九条 国は、公立又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

一 小学校、中学校又は高等学校における理科教育のための設備（算数又は数学に関する教育のための設備にあつては、標準的なものとして備えられるべき教材以外のもので、当該教育のため特に必要なものとする。）

二 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学が当該現職教育又は養成のために使用する設備

2 前項に規定するものの外、国は、公立又は私立の学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

3 前二項の規定により国が私立の学校の設置者に対し補助をする場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二

項の規定の適用があるものとする。

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）

（共済規程）

第四条 事業団は、共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 共済運営委員会に関する事項
- 二 加入者に関する事項
- 三 共済業務（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第十七条第二項に規定する共済業務をいう。以下同じ。）及びその執行に関する事項
- 四 掛金及び特別掛金に関する事項
- 五 共済審査会に関する事項
- 六 共済業務に係る資産の管理その他財務に関する事項
- 七 共済業務に係る会計に関する事項
- 八 その他共済業務に関する重要事項

2 （略）

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号、第五号及び第六号を除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第二百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の十（第六項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二並びに別表の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同

法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第七十七条第一項、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準給与月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六十一条第二項	組合員で もとの組合	加入者で 事業団
(略)	(略)	(略)

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（抄）

（退職手当の財源に充てるための地方債等）

第二十四条（略）

2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立

行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）（抄）

（国の補助）

第二条 国は、学校法人に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その学校法人の設置する大学（短期大学を除く。）が行う学術の基礎的研究に必要な機械、器具、標本、図書その他の設備の購入に要する経費の三分の二以内を補助することができる。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（出産費及び配偶者出産費）

第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、標準報酬の月額に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3 (略)

(傷病手当金)

第六十六条 組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の六十五に相当する金額を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気(以下「傷病」という。)については、前項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日(同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日)から通算して一年六月間(結核性の病気については、三年間)とする。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしても、前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。この場合においては、第五十九条第一項ただし書の規定を準用する。

4 (略)

(出産手当金)

第六十七条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間一日につき標準報酬の日額の百分の六十五に相当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退

職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(第2項、第3項については平成15年4月1日施行)

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。)の千分の七・一二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続き組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬月額の千分の一・四二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬月額の千分の〇・七一三に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3・4

第七十八条 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。))の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。)があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

- 2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十三万四千四百円とし、同項に規定する子については一人につき七万七千円（そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千四百円）とする。
- 3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。
- 4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。
 - 一 死亡したとき。
 - 二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。
 - 三 配偶者が、離婚をしたとき。
 - 四 配偶者が、六十五歳に達したとき。
 - 五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。
 - 六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。
 - 七 子が、婚姻をしたとき。
 - 八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
 - 九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。
 - 十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。
- 5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

（遺族共済年金の額）

第八十九条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 (略)

二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額

イ 平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める金額の四分の三に相当する金額

(1) 組合員期間が二十年以上である者平均標準報酬月額の千分の一・四二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(2) 組合員期間が二十年未満である者平均標準報酬月額の千分の〇・七一三に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

2・3 (略)

第九十条 遺族共済年金(第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に六十万三千二百円を加算した金額とする。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である期間引き続き

き転出（公庫等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「並びに国の負担金」とあるのは「公庫等の負担金並びに国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に転出をした場合については、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第二百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを

除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 6 (略)

附 則

(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者(昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 六十歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)(抄)

(国の補助)

第二十条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費

三分の一

二 地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費

三分の一

三 都道府県が行なうスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習に要する経費

二分の一

四 都道府県の教育委員会の推せんに基づいて文部科学大臣が指定する市町村が行なう青少年スポーツの振興のための事業に要する経費

二分の一

2 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費に

ついて、その一部を補助する。

一 国民体育大会の運営に要する経費であつてその開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの振興のために地方公共団体が行なう事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

3 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

4 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）（抄）

（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）

第十七条 国は、激甚災害を受けた私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第八十七条第二項中「地方公務員災害補償法第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第一百三十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第一百五十五条の二第一項中「期末手当等（地方自治法第二百四条の規定を適用受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第一百六条第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第一百三十三条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第一百三十三条第二項」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の

- 一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。
- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。
- 三 死亡したとき。
- 3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。
- 4 前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抄）

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。
（所轄庁の権限）

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要

な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第六十条の二に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴かなければならない。

2 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

5 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第三項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第十二条の二第一項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

7 前条第二号の規定による是正命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

第十三条 所轄庁は、第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

2 行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条 第七条）
第二章	役員及び職員（第八条 第十七条）
第三章	運営審議会（第十八条・第十九条）
第四章	業務（第二十条）
第五章	放送大学の組織等（第二十一条 第二十四条）
第六章	財務及び会計（第二十五条 第三十五条）
第七章	監督等（第三十六条 第三十九条）
第八章	雑則（第四十条 第四十三条）
第九章	罰則（第四十四条 第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 放送大学学園は、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 放送大学学園（以下「学園」という。）は、法人とする。

(事務所)

第三条 学園は、事務所を千葉県に置く。

(資本金)

第四条 学園の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、学園に追加して出資することができる。

3 学園は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により学園に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 学園は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 学園でない者は、放送大学学園という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、学園について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 学園に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 学園に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員 の職務及び権限)

第九条 理事長は、学園を代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理する。

4 監事は、学園の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員 の任命等)

第十条 理事長及び監事は、文部科学大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部科学大臣の認可を受けて任命する。

3 学園が設置する大学の学長は、前項の規定にかかわらず、理事となる。ただし、学長が理事長である場合は、この限りでない。

4 学長が理事長である間は、第八条第一項の理事の定数は、同項の規定にかかわらず、三人以内とする。

(役員 の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員 の欠格条項)

第十二条 次のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。)

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に掲げる者

三 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第十六条第四項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者

(役員 の解任)

第十三条 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができ

ない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならぬ。

(役員 の 兼 職 禁 止)

第十四条 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代 表 権 の 制 限)

第十五条 学園と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が学園を代表する。

(職 員 の 任 命)

第十六条 学園の職員は、この法律に特別の定めがある者を除くほか、理事長が任命する。

(役 員 及 び 職 員 の 公 務 員 たる 性 質)

第十七条 学園の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運 営 審 議 会)

第十八条 学園に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、学園の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、学園の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十九条 委員は、学園の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 学園は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 放送等により教育を行う大学を設置すること。

二 前号の大学における教育に必要な放送を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 学園は、前項各号に掲げる業務を行うほか、放送法第二条第三号の五に規定する委託放送業務（前項第二号の業務に係る放送番組を委託して放送させるものに限る。）を行うことができる。

3 学園は、前二項に規定する業務を行うほか、第一項第一号の大学における教育及び研究に支障のない限り、その施設、設備（放送のための無線設備（電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二条第四号に規定する無線設備をいう。）を除く。）及び教材を当該大学以外の大学における通信による教育その他の教育又は研究のための利用に供することができる。

4 学園は、主務大臣の認可を受けて、前三項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

第五章 放送大学の組織等

(学長、副学長及び教員の任免等)

第二十一条 学園が設置する大学（以下「放送大学」という。）に、学校教育法第五十八条に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置く。

2 学長は、理事長の申出に基づいて、文部科学大臣が任命する。

3 副学長の定数は、二人以内とする。

4 副学長は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

5 教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

6 第二項及び前項の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならない。

7 第二項及び前項の規定は学長の免職について、第四項の規定は副学長の免職について、前二項の規定は教員の免職及び降任について準用する。

（人事の基準）

第二十二条 前条に定めるもののほか、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。

（評議会）

第二十三条 放送大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長及び副学長

二 評議会が定めるところにより選出される教授 六人以上十二人以内

3 前項第二号の評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

4 評議会は、学長の諮問に応じ、放送大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

（他大学の教員等の参加）

第二十四条 放送大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員その他の職員の参加を求めように努めなければならない。

第六章 財務及び会計

（事業年度）

第二十五条 学園の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十六条 学園は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 学園は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第二十八条 学園は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書（以下この条において「業務報告書等」という。）を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 学園は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 学園は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 学園は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十条 学園は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
(償還計画)

第三十一条 学園は、毎事業年度、長期借入金償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。
(余裕金の運用)

第三十二条 学園は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十三条 学園は、主務省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 学園は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、学園の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 監督等

(監督命令)

第三十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、学園に対して、その財務又は会計に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告書の提出)

第三十七条 文部科学大臣は、放送大学に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、学園に対して、その財務若しくは会計に関し必要な報告をさせ、又はその職員に学園の事務所に立ち入り、財務若しくは会計の状況若しくは

財務若しくは会計に関する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(補助金)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、学園に対し、第二十条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第八章 雑則

(放送大学についての教育基本法の適用)

第四十条 放送大学は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなす。

(解散)

第四十一条 学園の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第四十二条 この法律において主務大臣は、文部科学大臣及び総務大臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(財務大臣との協議)

第四十三条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

二 第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第四項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書、第三十一条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。
第九章 罰則

(罰則)

第四十四条 第三十八条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした学園の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部科学大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(学園の設立)

第二条 文部大臣は、学園の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、学園の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、学園の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければ

ばならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 学園は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に放送大学学園という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 学園の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十七年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 学園の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「学園の成立後遅滞なく」とする。

第九条 放送大学の設置後最初の学長の任命及び放送大学の設置後六月内における教授の任命については、第二十一条第六項の規定は、適用しない。

2 放送大学の設置後六月間は、第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、評議会は、学長、副学長及び教授全員で組織する。放送大学の設置後六月を経過した場合において、教授の数が六人に満たないときも、同様とする。

第十条 第十九条 (略)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第

一 項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
別表第一（第二条関係）（抄）

放送大学学園

放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十四年法律第

号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

別表（第二条関係）（抄）

放送大学学園

放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）
